

受理官庁 C H	スイス連邦知的財産機関	附属書 C C H
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	スイス及びリヒテンシュタイン	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語，フランス語又はドイツ語	
配列表における言語依存フリーテキスト のために認められる言語	英語，フランス語又はドイツ語； 又は，英語及びその他1つの出願言語	
願書の提出に用いることができる言語	英語，フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{1, 2}	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める ³ 。	
受理官庁は変換前の書類の提出を認め るか，認める場合にはいずれの形式か (P C T実施細則第706号)？	すべての形式を認める	
受理官庁は引用による補充を認めるか (P C T規則20.6)？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の 提出を認め，それを国際事務局に送付す るか？	認めない	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則26の2.3)？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用す る。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が，実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い，その範囲内で電子形式によって行われている場合には，国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には，実施細則附属書Cに従い，すなわちW I P O標準S T.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合，その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（P C T規則19.4(a)(ii)の2）。
- 3 関連する受理官庁の通告については，2017年6月15日付公示（P C T公報）89頁以降，及び2022年11月10日付公示（P C T公報）298頁以降参照。

CH	スイス連邦知的財産機関（続き）	CH
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：スイス・フラン（CHF）	
送付手数料	CHF 100	
国際出願手数料 ⁴	CHF 1,330	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁴	CHF 15	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	CHF 200	
電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約）	CHF 300	
調査手数料	附属書D（EP）参照	
優先権書類の手数料 （PCT規則17.1(b)）	なし	
優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d)）	CHF 500	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要	
誰が代理人として行為できるか？	スイスに居住している若しくはスイスに送達用あて名を有する 自然人又は法人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか？	している ⁵	
別個の委任状が要求される特別の状況	なし	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？	している ⁵	
包括委任状の写しが要求される特別の 状況	なし	

⁴ この手数料は，一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

⁵ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。